

# 平成30年度島根県計画に関する 事後評価

令和8年1月  
島根県

# 1. 事後評価のプロセス

## (1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

(実施状況)

- ・平成31年3月4日 平成30年度第2回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和2年3月9日 令和元年度第2回島根県地域医療支援会議（書面開催）において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和3年3月18日 令和2年度第2回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和4年3月11日 令和3年度第4回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和5年3月10日 令和4年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和6年3月9日 令和5年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和7年3月12日 令和6年度第2回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

## (2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

特になし

## 2. 目標の達成状況

平成30年度島根県計画に規定した目標を再掲し、令和6年度終了時における目標の達成状況について記載。

### ■島根県全体（目標と計画期間）

#### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

各圏域で合意が得られた病床の機能分化・連携に資する施設設備整備を始めとする様々な取組について総合的な支援を行う。

また、しまね医療情報ネットワーク（以下、「まめネット」）のさらなる利便性の向上を図ることにより、病病連携、病診連携の強化や中山間・離島地域の診療支援、地域包括ケアシステム構築のための多職種連携などに取り組む。

（数値目標）

- ・ 30年度基金を活用した取組による県内医療機関の病床変動数  
高度急性期・急性期機能▲196床、回復期機能182床、慢性期機能▲137床
- ・ 病床の機能分化・連携に資する取組を行う医療機関数  
7施設（H30年度）
- ・ 病床の機能分化・連携促進につながる取組を行う区域数  
7区域（県全区域）（H30年度）
- ・ まめネット連携カルテの閲覧件数（月平均）  
2,164件（H29年度） → 2,300件（H30年度）
- ・ まめネットカード発行枚数（県民の参加数）  
44,653枚（H30.3） → 50,000枚（H31.3）

<地域医療構想で策定した各圏域の必要病床数>

（2016年度）

	病床数 合計	一般 病床	療養 病床
松江	3,089	2,585	504
雲南	598	405	193
出雲	2,361	1,750	611
大田	647	457	190
浜田	1,128	731	397
益田	847	595	252
隠岐	135	111	24
県合計	8,805	6,634	2,171

（2025年度）

	病床数 合計	高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	増減数	増減率 (%)
松江	2,474	212	810	712	740	▲615	▲19.9
雲南	523	15	113	254	141	▲75	▲12.5
出雲	1,661	255	644	421	341	▲700	▲29.6
大田	403	13	93	174	123	▲244	▲37.7
浜田	760	62	255	212	231	▲368	▲32.6
益田	613	47	214	179	173	▲234	▲27.6
隠岐	135	8	39	50	38	0	0.0
県合計	6,569	612	2,168	2,002	1,787	▲2,236	▲25.4

## ② 居宅等における医療の提供に関する目標

構想区域内完結型の在宅医療提供体制が整備されるよう、従事者確保対策、在宅療養に関する理解促進、多職種連携の強化や条件不利地域における体制整備などに取り組む。

(数値目標)

- ・ 訪問診療を実施する診療所、病院数  
270カ所 (H27年度) → 287カ所 (R2年度)
- ・ 訪問診療を受けている患者数  
5,769人 (H27年度) → 6,132人 (R2年度)
- ・ 訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数 (常勤換算)  
321人 (H29.5) → 380人 (R1年度)
- ・ 緩和ケア研修修了者数  
1,228人 (H29年度) → 1,308人 (H30年度)
- ・ 往診・訪問診療を行う歯科診療所数の維持 (H28年度175カ所)
- ・ 2025年までに特定行為を行う看護師100名を養成
- ・ まめネットカード発行枚数 (県民の参加数)  
44,653枚 (H30.3) → 50,000枚 (H31.3)

## ③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

(数値目標)※数値目標は、第7期介護保険事業計画 (H29年度→R2年度) に基づくもの

- ・ 特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護のための改修 3施設 (76床)
- ・ 介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換 4施設 (328床)

## ④ 医療従事者の確保に関する目標

平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医療従事者の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いている。このような状況の中で、地域における医療提供体制が整備されるよう、さらなる従事者確保対策、地域偏在是正対策や勤務環境改善に向けた取組などを行う。

また、県内における薬剤師・歯科衛生士の偏在が顕著であり特に県西部において不足が深刻であることから、その他の職種においても必要な医療従事者の確保対策を行い、地域全体で多職種によるチーム医療を維持、拡大することを目標とする。

(数値目標)

- ・ しまね地域医療支援センターへの登録者のうち県内で研修・勤務する医師数  
120人 (H27年度) → 175人 (R1年度)
- ・ 病院、公立診療所の医師の充足率  
76.5% (H27年度) → 80% (R1年度)

- ・病院の看護師の充足率  
95.7% (H27年度) → 97% (R1年度)
- ・県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数  
37人 (H30年度) → 40人 (R1年度)
- ・鳥取大学から県内への派遣医師数の維持 (H30.4 182人)
- ・産婦人科における医師の充足率維持 (H29年度 75.6%)
- ・病院・公立診療所の医師充足率維持 (松江・出雲区域以外) (H29年度 73.1%)
- ・分娩手当支給施設の産科・産婦人科医師数の維持 (H28年度 65人)
- ・分娩1000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数の維持  
(H28年度 16.5人)
- ・小児 (二次・三次) 救急対応病院数の維持 (H29年度 18病院)
- ・県内からの医学科進学者数  
41人 (H28年度) → 50人 (R1年度)
- ・歯科衛生士が勤務する歯科診療所数の維持 (H28.12 245カ所)
- ・人口10万人あたりの薬剤師数の維持 (H28.12 162.2人)

#### ⑤ 介護従事者の確保に関する目標

平成37年度 (2025年度) における介護職員需給ギャップ (1,006人) の解消を目標とする。その際、介護人材の需給状況を調査の上、今後の施策展開をより効果的に進めるよう検討を進めるとともに、各種研修等を実施し、現任介護従事者に対するフォローアップ体制を充実させることで定着促進を図る。

(数値目標)

- ・平成37年度 (2025年度) における介護職員需給ギャップ (1,006人) の解消

## 2. 計画期間

平成30年度～令和7年度

### □島根県全体 (達成状況)

#### 1) 目標の達成状況

##### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

H30計画事業執行なし

##### ② 居宅等における医療の提供に関する事業

- ・訪問診療を実施する診療所、病院数

※【目標値】270カ所 (H27年度) → 287カ所 (R2年度)

最新の統計データがないため出典の異なる同様の指標で評価した

- ・訪問診療行っている医療機関数 (診療所、病院数)

267カ所（H29(2017)年度） → 263カ所（R6(2024)年度）

・訪問診療を受けている患者数

※【目標値】5,769人（H27年度） → 6,132人（R2年度）

最新の統計データがないため出典の異なる同様の指標で評価した

・訪問診療を受けている患者数

5,847人（H29(2017)年度） → 6,427人（R6(2024)年度）

③ 介護施設等の整備に関する目標

H30計画事業執行なし

④ 医療従事者の確保に関する目標

H30計画事業執行なし

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

令和5年度介護職員数 16,581人

2) 見解

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

H30計画事業執行なし

(2) 在宅医療の推進に関する事業

在宅医療に関する普及啓発や医療機関の体制整備を支援し、在宅医療について理解を深めるとともに、提供体制の充実を図った。

訪問診療を行う医療機関数は計画当初の水準を維持するとともに、訪問診療を受けている患者数は増加している。

(3) 介護施設等の整備に関する事業

H30計画事業執行なし

(4) 医療従事者の確保

H30計画事業執行なし

(5) 介護従事者の確保に関する事業

計画に掲載した事業は着実に実施した。取り組みの成果は今後の統計調査により把握する。

3) 改善の方向性

・病床機能分化・連携、在宅医療の拡大に向け、地域医療構想調整会議等の場に

において地域の実情を踏まえた議論を活性化するための取り組みを実施している。

- ・関係機関が協働して、在宅医療の普及に努めるとともに、在宅医療に携わる医療従事者の養成など提供体制の維持・強化に継続して取り組む。

#### 4) 目標の継続状況

- 平成31年度（令和元年度）計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成31年度（令和元年度）計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

### 3. 事業の実施状況

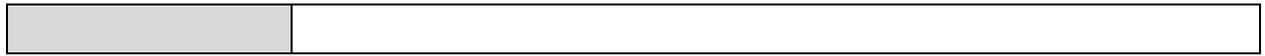
平成30年度島根県計画に規定した事業について、令和6年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.5 (医療分)】 地域医療・在宅医療に関する住民理解促進事業 在宅医療に関する病院の体制整備事業	【総事業費】 7,107 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県内に所在する病院	
事業の期間	平成30年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。</p> <p>アウトカム指標：  <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問診療を実施する診療所、病院数 270カ所 (H27年度) → 287カ所 (R2年度)</li> <li>訪問診療を受けている患者数 5,769人 (H27年度) → 6,132人 (R2年度)</li> </ul> </p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>在宅医療に関する県民の理解を深めるため、各種媒体を通じたわかりやすい広報を実施するとともに、普及・啓発の役割を担う医療従事者の養成を支援する。</p> <p>また、病院が在宅医療を地域で主体的に推進していくためには、病院に勤務するすべての職種がその必要性を十分理解した上で、組織全体で取り組むことが不可欠であるため、病院における研修をはじめとする体制整備を総合的に支援する。</p>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療についての普及啓発シンポジウムの開催 1回</li> <li>在宅医療についての研修等に取り組む病院数 6病院</li> </ul>	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発シンポジウムの開催 1回</li> <li>在宅医療についての研修等に取り組む病院数 6病院</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：  <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問診療行っている医療機関数 (診療所、病院数) 267カ所 (H29(2017)年度) → 263カ所 (R6(2024)年度)</li> </ul> </p>	

	<p>・訪問診療を受けている患者数  5,847人（H29(2017)年度） → 6,427人（R6(2024)年度）  ※市町村国民健康保険・後期高齢者医療広域連合による医療レセプトデータより抽出</p> <p><b>（1）事業の有効性</b>  後継者不在による閉院などの影響により、訪問診療を行っている医療機関数は減少したが、訪問診療を受けている患者数は増加した。在宅医療を普及拡大していくためには、医療従事者と医療を受ける県民双方の理解が不可欠であり、行政、病院等がそれぞれの立場から普及啓発活動を実施することにより、県全体で在宅医療への更なる理解を促進することができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b>  シンポジウムを開催することで、参加者の在宅医療に対する知識を深めるとともに、普及啓発に対する意欲を高めることができた。また、補助金の交付にあたっては施設の種類で異なる基準額を設定することにより、効率的に実施している。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野拡大」 (小項目) 地域における介護のしごと魅力発信事業	
事業名	【No.1 (介護分)】 権利擁護人材育成事業 (普及啓発事業)	【総事業費】 1 千円
事業の対象となる区域	松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、安来市、江津市、邑南町、雲南市の区域	
事業の実施主体	松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、安来市、江津市、邑南町、雲南市	
事業の期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行に伴い増加の見込まれる、親族等による成年後見の困難な人々(例：認知症高齢者等)への、成年後見人材の確保。 アウトカム指標：セミナー等参加人数 300 人	
事業の内容 (当初計画)	一般住民に対し、成年 (市民) 後見人制度の概要や成年 (市民) 後見人の必要性、役割等を広く周知するための講演会、セミナーを開催する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	セミナー等開催：4～5回	
アウトプット指標 (達成値)	セミナー等開催：21回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： セミナー等開催：21回 <b>(1) 事業の有効性</b> まずは市民に対し、成年後見制度そのものへの認知度を高め、併せて市民後見人の必要性についての理解も深めることが重要であると考えており、このような啓発活動は今後も継続すべき有効な事業である。 <b>(2) 事業の効率性</b> 市町村が普及啓発する際に、広報誌を活用する等により、事業費の効率的運用に努めている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	<b>【No.2 (介護分)】</b> 介護とのふれあい体験推進事業 (大項目) (中項目) (小項目)	<b>【総事業費】</b> 123 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>介護人材の確保が喫緊の課題となる中、介護分野の職種については、小中高生が身近に感じる機会が少なく、将来の職業として意識されにくい。また、介護職についての正しい知識がないまま、伝聞によるマイナスイメージが先行する傾向がある。</p> <p>介護職場の将来を担う子どもたちに対して「介護とのふれあいの場」を教育段階に応じて継続的に提供し、就業に向けたイメージを育てる必要がある。</p> <p>アウトカム指標：市町村と協力し、介護の仕事に関心を持ったと感じる参加児童・生徒数を増やす。</p>	
事業の内容（当初計画）	中高校生向け介護の職場体験：夏休みに介護施設での介護体験をしてもらう。体験の感想や気付きなどの声を冊子にするなどして情報発信を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	参加人数 中高校生 200 人	
アウトプット指標（達成値）	参加人数 中高校生 113 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 参加人数 中高校生 113 人 <b>（1）事業の有効性</b> 中高校生に対しては、夏休み介護職場体験を通じて、就業に向けたイメージを具体化してもらうことで、将来の介護職場へ就職・定着する人材の育成につながっている。 <b>（2）事業の効率性</b> より参加者数を増やすため、参加しやすい夏休み期間を利用する。 また、参加者にはアンケート調査等を行い、今後の若い世代の介護職場への就労につながる取組への参考としている。	
その他		



事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 参入促進 (中項目) 参入促進のための研修支援 (小項目) 介護未経験者に対する研修支援事業	
事業名	【No.3 (介護分)】 新任介護職員定着支援事業	【総事業費】 1,000 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護人材不足の中、未経験で介護職に就いた職員のスキルアップが現場で望まれている。 アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ(461人)の緩和	
事業の内容(当初計画)	初任段階の介護職員(介護関係の資格等を有しない者)に、介護職員初任者研修を受講させた場合に当該経費を支援	
アウトプット指標(当初の目標値)	介護職員初任者研修受講者：年間 20人	
アウトプット指標(達成値)	介護職員初任者研修受講者：年間 11人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 介護職員初任者研修受講者：年間 11人  (1) 事業の有効性 事業補助を受けることで、資格がなく経験の浅い介護職員が研修を受講しやすい環境を雇用主(事業所)が整えやすくすることにより、介護職員初任者研修修了者の増加に寄与している。  (2) 事業の効率性 より質の高い介護サービスを提供できるようになり、また介護現場に不安のあった職員のスキルやモチベーションが向上することで、早期離職の防止に繋がると考えられる。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No.4 (介護分)】 訪問看護ステーション出向研修事業	【総事業費】 3,363 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	域包括ケアを推進する上で訪問看護は不可欠の事業であるが、それを担う訪問看護ステーションにおいて、訪問看護師等の介護人材確保が困難な状況にある。また本県では訪問看護における介護保険適用の割合が医療保険適用よりも多く、介護人材としての訪問看護ステーションの従事者確保は重要課題である。	
	アウトカム指標：出向研修修了者：7人	
事業の内容（当初計画）	院の看護師が一定期間、地域の訪問看護ステーションに出向し、訪問看護に従事しながら退院支援・在宅療養支援のスキルアップを図ることにより、訪問看護が担える看護師の養成を進める。	
アウトプット指標（当初の目標値）	出向研修修了者：7人	
アウトプット指標（達成値）	出向研修修了者：3人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 出向研修修了者：3人	
	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を通じ、出向者が訪問看護での学びを病院内で共有・活用していくことにより、病院における訪問看護の理解を促進し、魅力を発信することにつながり、また、出向元の病院と出向先の訪問看護ステーション間での退院支援・退院調整の円滑化、連携強化が図られている。</li> <li>・病院看護師が本事業に参加することで、訪問看護に興味を持ち、将来的に訪問看護の担い手となり得る看護人材を地域に増やすことにつながっている。</li> <li>・研修期間、訪問看護ステーションでは人員が増えるため、その他の訪問看護師が研修に参加できる等、訪問看護ステーションの質の向上に繋がっている。</li> </ul> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p>	

	<ul style="list-style-type: none"><li>・コーディネーターを配置することで、病院と訪問看護ステーション間のマッチング、出向条件の調整、出向期間中の情報共有や相談支援等をスムーズにし、効果的な事業実施につながっている。</li></ul>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No.5 (介護分)】 新卒等訪問看護師育成事業	【総事業費】 929 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアを推進する上で訪問看護は必要不可欠の事業であるが、それを担う訪問看護ステーションにおいて、訪問看護師等の介護人材確保が困難な状況にあり、さらには50代以上の看護職員の比率が55%以上と若年層の人材確保が喫緊の課題である。	
	アウトカム指標：新卒等訪問看護師の採用人数	
事業の内容（当初計画）	訪問看護ステーションに採用された新人看護師のための体系的な育成プログラムを構築し、安心して就職し働ける体制を整備する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	新卒訪問看護師の採用：2人	
アウトプット指標（達成値）	新卒訪問看護師の採用：0人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 新卒訪問看護師の採用：0人	
	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>応募があれば採用を検討したい訪問看護ステーションは27カ所あり、新卒訪問看護師を採用する意義については理解されている。</p> <p>過去に本事業を活用した訪問看護師と看護学生との交流の機会を設けており、新卒で訪問看護師として勤務するイメージの構築を行っている。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>訪問看護支援センターと協働し、県内の全看護師等学校養成所の進路支援担当者へプログラムの周知を引き続き行う。</p> <p>新卒での訪問看護師に興味のある学生と、採用意向のある訪問看護ステーションとの交流の機会を引き続き設ける。</p> <p>採用後も訪問看護支援センターと協働して訪問看護ステーションへの教育支援が行えるよう、新卒訪問看護師育成プログラムを改訂する。</p>	
その他		



事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No.6 (介護分)】 介護職員医療的ケア研修体制整備事業	【総事業費】 1,844 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>これまで運用上やむを得ず行われていた介護職員等による喀痰吸引等業務について、より安全性を確保するため法制度に基づき行われることとなった。高齢社会により喀痰吸引等行為を必要とする人が増加する可能性がある中、そのニーズに安全かつ速やかに対応できるようにするため、介護職員等の研修体制の構築を図る。</p> <p>アウトカム指標：直近年度の認定特定行為業務従事者認定数300人/年程度を維持する。</p>	
事業の内容（当初計画）	在宅、老人福祉施設、介護保険施設等において、医師・看護職員との連携・協力のもとに、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等の人材を養成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護職員等によるたんの吸引等研修事業の実施…認定特定行為業務従事者の養成 100名程度 指導者講習の実施…たんの吸引等研修に係る指導者の養成 80名程度 検討委員会の実施…事業実施に係る関係団体との意見交換、情報交換等の実施年 2回	
アウトプット指標（達成値）	介護職員等によるたんの吸引等研修事業の実施…認定特定行為業務従事者の養成 21名 指導者講習の実…たんの吸引等研修に係る指導者の養成 14名 検討委員会の実施…事業実施に係る関係団体との意見交換、情報交換等の実施年 1回	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <p>介護職員等によるたんの吸引等研修事業の実施…認定特定行為業務従事者の養成 21名          指導者講習の実施…たんの吸引等研修に係る指導者の養成 14名          検討委員会の実施…事業実施に係る関係団体との意見交換、情報交換等の実施年 1回</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b>          介護職員等のたんの吸引等研修事業と指導者講習を実施することにより、認定特定行為業務従事者の認定数が年々増加しており、医療的ケアを必要とする人の介護サービス等の選択肢を増やすことにつながっている。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b>          介護職員等の研修の機会を増やすことに加え、介護職員等を指導する看護師等の指導力向上を促進することにより、研修回数と、研修の質と安全性の確保について効率的に高めることにつながっている。</p>	

その他	
-----	--

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	
事業名	【No.7 (介護分)】 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	【総事業費】 204 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	認知症の人及びMC Iの人が、容態に応じた適時・適切な医療・介護が受けられる体制の構築を図る。 アウトカム指標：認知症ケアパスを作成・活用する市町村数 19市町村	
事業の内容（当初計画）	別紙のとおり	
アウトプット指標（当初の目標値）	別紙のとおり	
アウトプット指標（達成値）	1 介護従事者向け認知症研修事業 (1) 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者 39人 (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者 14人 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者 18人 (4) 認知症介護基礎研修修了者 371人 2 認知症サポート医養成研修 認知症サポート医の養成数 13名 3 認知症サポート医フォローアップ研修 71名 4 かかりつけ医等認知症対応力研修修了者 0人 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 研修参加者数 42人 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修 初期集中支援チーム設置市町村数19か所 7 看護師の認知症対応力向上研修修了者 54人 8 認知症介護指導者フォローアップ研修修了者 1人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 認知症ケアパスを作成・活用する市町村数 19市町村	

	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>○介護従事者研修の受講により、施設における認知症ケアの向上が図られた。</p> <p>○「認知症初期集中支援チーム員」「認知症地域支援推進員」の研修受講により、市町村で配置に向けた取り組みが進んだ。(早期発見・早期対応の取組が進んだ)</p> <p>○認知症サポート医が増加し、認知症の診療体制の整備が図られた。</p> <p>○医療従事者の研修により、医療現場での認知症対応力向上が図られた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>○介護従事者研修会を福祉人材センターに委託することで、効率的に実施できた。</p> <p>○認知症初期集中支援チーム員研修、認知症地域支援員研修、認知症サポート医養成研修を国が認めた研修センターに委託して実施することで効果的、効率的に実施できた。</p> <p>○認知症対応力向上研修を認知症疾患医療センター、看護協会と連携して実施することで、効果的、効率的に実施できた。</p>
その他	

(別紙)

## 事業の内容

### 1 介護従事者向け認知症研修事業

介護サービス事業所等の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを修得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図る。

### 2 認知症サポート医養成研修

国立長寿医療研究センターに委託して、かかりつけ医等への助言や地域連携その推進役になる認知症サポート医を養成する。

### 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業

認知症サポート医に対して認知症の診断・治療・ケア等に関する研修、症例検討、グループ討議等を実施し、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図るとともに、地域における認知症サポート医同士の連携強化を図る。

### 4 かかりつけ医等認知症対応力研修

" かかりつけ医に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施し、認知症の初期からの支援体制の構築を図る。

また、歯科医師、薬剤師に対しても、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施し、認知症の支援体制構築の担い手づくりを図る。"

### 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業

病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について習得するための研修を実施し、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図る。

### 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修

認知症初期集中支援チームの構成員要件となる研修を、国立長寿医療研究センターに委託して実施する。

### 7 看護師の認知症対応力向上研修

看護師に対して、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人本人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施し、認知症の初期からの支援体制の構築を図る。

### 8 認知症介護指導者フォローアップ研修

認知症介護実践者研修を企画・立案し、研修を実施する指導者に対し、最新の専門知識や技術を習得するための研修を認知症介護研究・研修センターに委託して実施する。

## アウトプット指標

### 1 介護従事者向け認知症研修事業

- |                              |      |
|------------------------------|------|
| (1) 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者     | 48人  |
| (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者     | 24人  |
| (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者 | 24人  |
| (5) 認知症介護基礎研修修了者             | 135人 |

- 2 認知症サポート医養成研修 認知症サポート医の養成数 18名
- 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業 研修参加認知症サポート医 100名中 35名
- 4 かかりつけ医等認知症対応力研修修了者 70人
- 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 研修参加者数 70人
- 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修 初期集中支援チーム設置市町村数 19か所
- 7 看護師の認知症対応力向上研修修了者 60人
- 8 認知症介護指導者フォローアップ研修修了者 1人